

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

平成十二年三月三十一日

宮城県規則第六十四号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号。以下「条例」という。）第二条の規定に基づき市町村が処理する事務のうち規則に基づく事務の範囲については、この規則の定めるところによる。

(市町村が処理する事務の範囲)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 条例第二条の表（以下「表」という。）三の二の項レに掲げる事務	農業協同組合法施行細則（昭和四十二年宮城県規則第三十八号）第七条の規定による届出の受理
二 表四の項ニに掲げる事務	墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和三十一年宮城県規則第五十六号）第三条の規定による備付け等
三 表八の二の項ツに掲げる事務	屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第九条第二項の規定による証票の交付 ロ 規則第二十五条の規定による台帳等の整備
四 表十三の三の項ヘに掲げる事務	買受適格証明書交付規則（平成十三年宮城県規則第二十八号）に基づく事務のうち、同規則第三条の規定による買受適格証明書の交付
五 表二十五の項ウに掲げる事務	都市計画法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百十八号）第二十九条の規定による証明書の交付等
六 表三十四の項ケに掲げる事務	特定非営利活動促進法施行細則（平成十年宮城県規則第七十一号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第二条第二項及び第三項の規定による訳文等の

	受理（規則第十九条第二項において準用する場合を含む。） ロ 規則第五条第二項及び第三項の規定による申請書等の受理（規則第八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。） ハ 規則第六条第二項及び第三項の規定による登記事項証明書の写し等の受理 ニ 規則第七条第二項の規定による副本の受理 ホ 規則第八条第二項の規定による副本の受理 ヘ 規則第九条の規定による定款の受理 ト 規則第十条第二項の規定による副本の受理 チ 規則第十一条第二項の規定による登記事項証明書の写しの受理 リ 規則第十二条の規定による副本の受理 ヌ 規則第十五条第二項の規定による登記事項証明書の受理 ル 規則第十六条第二項の規定による登記事項証明書の受理 ヲ 規則第十八条第二項の規定による登記事項証明書の受理 ワ 規則第二十一条第二項及び第三項の規定による登記事項証明書の写し等の受理等
七 表三十九の二の項アに掲げる事務	公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）第十三条の規定による受理書の交付（騒音及び振動に関する規制に係るものを除く。）
八 表三十九の三の項ヲに掲げる事務	公害防止条例施行規則第十三条の規定による受理書の交付（騒音及び振動に関する規制に係るものに限る。）
九 表四十二の項チに掲げる事務	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年宮城県規則第七十八号）に基づく事務のうち、同規則第四条第四項の規定による返還の命令
十 表四十五の二の項に掲げる事務	公害防止条例施行規則第十三条の規定による受理書の交

務	付（悪臭に関する規制に係るものに限る。）
十一 表四十五の三の項に掲げる事務	公害防止条例施行規則第十三条の規定による受理書の交付（地下水の採取に関する規制に係るものに限る。）
十二 表四十六の項に掲げる事務	療育手帳交付規則（平成十二年宮城県規則第百二号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 規則第四条第二項の規定による基礎資料の作成等 ロ 規則第六条の規定による療育手帳の交付等 ハ 規則第六条の二第一項の規定による相当手帳の受理 ニ 規則第七条の規定による記載事項の訂正 ホ 規則第八条の規定による療育手帳の再交付 ヘ 規則第十条第三項の規定による基礎資料の作成等 ト 規則第十条第五項の規定による再判定結果の記載 チ 規則第十一条の規定による療育手帳交付状況台帳の整備

（平一五規則一〇五・平一六規則一九・平一七規則六三・平一八規則一・平一九規則一一〇・平二一規則六・平二一規則八九・平二二規則七七・平二四規則三四・平二六規則五・平二八規則三四・平三〇規則二二・平三〇規則一一三・平三一規則三一・令元規則八四・令四規則八六・令六規則一〇三・一部改正）

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第二六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一〇五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七二号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）

この規則は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、第二条の表一の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一一〇号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第八九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第七七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第三四号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二二号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第一一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年規則第三一号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第八四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第八六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第一〇三号）

この規則は、公布の日から施行する。